理(美)容師の出張業務に関する要請書

年 月 日

殿

当施設は、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に供される通所施設ですが、下記の障害等の状態に該当する施設利用者のうち、介助がなければ理(美)容所に来ることが著しく困難である者に対して理(美)容師の出張業務をお願いします。

1 出張業務を要請する施設利用者の内訳

障 害 等 の 状 態				人数
①要介護状態 1~5				名
②精神障害者福祉手帳障害等級1~3級				名
③療育手帳判定基準A・B				名
④身体障 害者障害 程度等級	視覚障害1・2級			名
	平衡機能障害3級			名
		下肢1・2級 体幹1級~3級		名
		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	移動機能1級~3級 上肢・移動機能障害	名
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小 腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害			名
⑤発達障害者				名
合 計				名

- ※ 人数の欄には、障害等の状態に該当する者のうち、介助がなければ理(美)容所に来ることが著しく困難である者の人数を記入すること。
- 2 出張業務を要請する日時等